

医療の質向上のための体制整備事業実施要綱

1. 目的

医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、医療の質指標等の標準化、医療の質指標等の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「医療の質向上のための体制整備事業公募要領」により採択された団体とする。

3. 事業内容

(1) 医療の質向上のための協議会（以下、「協議会」という。）の設置・運営

協議会においては、事業を進める上での課題の分析、対応策の検討等を行うこと。

なお、医療の質向上のための取組を行ってきた、又は行う予定の病院団体、医療の質向上の取組の関係者を含めるなど、本事業の実効性を担保できるものとすること。

具体的には、協議会においては、以下の事項を検討すること。

ア. 医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及のあり方

事務局が行う、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及のあり方について検討を行うこと。また、各病院団体の取組を踏まえ、指標の公表のあり方について検討を行うこと。

イ. 医療の質向上活動を担う中核人材の養成のあり方

ウ. 医療の質指標等の標準化のあり方

各病院団体が行ってきた医療の質向上の取組を踏まえ、医療の質指標等について、医療の質指標等の項目、集計方法等の標準化について、一定の結論を得ること。

医療の質指標等の標準化の検討にあたっては、以下の点を踏まえること。

- ・医療の質指標等は、急性期と慢性期での違いなど医療機関の特性に応じて選択的できるものであることが望ましいこと
- ・医療の質指標等は、DPC データ等の出しやすさだけでなく、測定すべきものであることを考慮して選定することが望ましいこと

エ. 医療の質指標等の評価・分析支援のあり方

（2）医療の質向上のための事務局の設置・運営

事務局においては、以下の取組を適切に行う体制を整えること。

なお、イ.～エ.の取組においては、協議会における議論、検討を十分に踏まえること。

ア. 医療の質向上のための協議会の運営

医療の質指標等の標準化に向けて必要な国内外のエビデンスを収集、整理するなど、協議会の事務局としての機能を担うこと。

イ. 医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及

（ア）好事例の共有

医療の質指標等を用いて医療の質の向上につなげた事例の情報収集・分析を行い、好事例を広く普及すること。

（イ）手引きの作成

各病院が医療の質向上のための取組を行う体制及び手順を整えるための手引きを作成し、広く普及すること。手引きには以下の事項を含むこと。

- ・医療機関における実施体制
- ・具体的な医療の質指標等の算出方法や定義
- ・それぞれの医療の質指標等の解釈や活用方法
- ・医療の質指標等の評価、分析を行うためのエビデンス

（ウ）医療の指標等の公表

協議会における検討を踏まえ、医療の質指標等の公表に関して必要な対応を行うこと。

ウ. 医療の質の向上活動を担う中核人材を養成すること

各病院において、医療の質指標等を用いた医療の質向上のための取組を中核的に行える人材を養成するための研修等を実施すること。

エ. 医療の質指標等の評価・分析支援

各病院が医療の質指標等を評価、分析できるよう、以下のような支援を行うこと。

- ・医療機関からの疑義照会（医療の質指標等の算出方法など）に対応すること。
- ・セミナーの開催等、医療機関のトップマネジメント層の理解・納得が得られるような普及啓発活動。

オ. 国への事業結果の報告